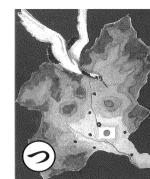




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年10月19日(金) 号外(第2号)

目次

ページ

規 則

- 群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課) 2
- 群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(技術支援課) 6

選挙管理委員会告示

- 群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示 6
- 公職選挙法執行規程の一部を改正する告示 7

■ 規 則

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六十四号

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 県固定資産税(条例第二条第三項の規定の適用を受けようとする場合に限り。) 県固定資産税の課税の特例に関する申請書(別記様式第四号)

第二条に次の一号を加える。

五 県固定資産税(条例第二条第四項の規定の適用を受けようとする場合に限り。) 県固定資産税の課税の特例に関する申請書(別記様式第四号の二)

第四条第一項中「適用」の下に「又は課税の免除」を加え、同条第二項第四号を次のように改める。

四 県固定資産税(第二条第四号の申請があつた場合に限り。) 県固定資産税の課税の特例適用決定通知書(別記様式第八号)

第四条第二項に次の一号を加える。

五 県固定資産税(第二条第五号の申請があつた場合に限り。) 県固定資産税の課税の特例適用決定通知書(別記様式第九号)

別記様式第三号中

種 類	取 得 価 値	取 得 年 月 日
種 類	円	年 月 日
機 械 及 び 装 置	円	年 月 日
建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円	年 月 日
そ の 他 の 償 却 資 産	円	年 月 日
合 計	円	

を

申 請 額	課 税 標 準 額	税 額	額
種 類	円	円	円
土 地	円	円	円
家 屋	円	円	円
種 類	取 得 価 値	取 得 年 月 日	

に

機 械 及 び 装 置	円	年 月 日
建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円	年 月 日
そ の 他 の 償 却 資 産	円	年 月 日
合 計	円	

改める。

別記様式第四号中

第1年度分 ・ 第2年度分 ・ 第3年度分

を

第1年度分

に

種 類	取 得 価 値	取 得 年 月 日
種 類	円	年 月 日
機 械 及 び 装 置	円	年 月 日
建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円	年 月 日
そ の 他 の 償 却 資 産	円	年 月 日
合 計	円	

を

申 請 額	課 税 標 準 額		税 額	額
	円	円		
種 類	取 得 価 値	取 得 年 月 日	円	円
機 械 及 び 装 置	円	年 月 日	円	円
建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円	年 月 日	円	円
そ の 他 の 償 却 資 産	円	年 月 日	円	円
合 計	円		円	

に

改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第4号の2(規格A4)(第2条関係)

受 付

群馬県知事あて		県固定資産税の課税の特例に関する申請書 (群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例 第3条の規定による申請書)		
		申請年月日	年	月 日
申請者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称 及び代表者名	印		
この申請について応答する担当者の氏名		電話番号	()	-
次のとおり、県固定資産税の課税の特例について申請します。				
適用年度区分		第2年度分 ・ 第3年度分		
申請償却資産	取得年月日	年 月 日	取得価額	円
	用途			
特別償却設備の 整備計画及び	計画の認定日	年 月 日		
	特定業務施設の区分	本店 ・ 事務所 ・ 研究所 ・ 研修所		
	新增設の区分	新設 ・ 増設		
	特定業務施設の名称			
	特定業務施設の所在地			
	業 種			
	特別償却設備を 事業の用に供した日	年 月 日		
特別償却設備を 事業の用に供した日の 属する事業年度(年)	年 月 日から 月 日まで			
償却資産	種 類	取得価額	取得年月日	
	機 械 及 び 装 置	円	年 月 日	
	建物及びその附属設備	円	年 月 日	
	その他の償却資産	円	年 月 日	
	合 計	円		
添付書類	知事が指示する書類			
注意事項	「償却資産」の欄には、特定業務施設の用に直接供されるものの合計額のみを記入してください。			

別記様式第八号中

課税の特例の適用の対象となる土地及び家屋		
区 分	取得した不動産	左記のうち特例適用の対象となるもの
土地		
所在地		
積 積	m ²	m ²
家屋		
所在地		
延床面積	m ²	m ²

を

課税の特例の適用の対象となる土地及び家屋に係る課税標準額の計算			
区 分	取得した不動産	左記のうち特例適用の対象となるもの	
土地			
所在地			
積 積	m ²	m ²	
評 価 額	円	円	
課税標準額	円	円	
家屋			
所在地			
延床面積	m ²	m ²	
評 価 額	円	円	
課税標準額	円	円	
課税の特例の適用後の税額の計算			
区分	特例適用前の課税額(イ)	特例適用額(ロ)	差引課税額(イ)-(ロ)
土地	円	円	円
家屋	円	円	円
合計	円	円	円

を

改める。

別記様式第八号中

第1年度分	第2年度分	第3年度分
-------	-------	-------

を

第1年度分

を

償却資産の種別

償却資産の種別

課税の特例の適用の対象となる償却資産に係る課税標準額の計算

大規模償却資産	総 額	円
の課税標準額	県で課すべき課税標準額	円
上記のうち、課税の特例を適用する償却資産の課税標準額		円

を

課税の特例の適用後の税額の計算		
特例適用前の課税額(イ)	特例適用額(ロ)	差引課税額(イ)-(ロ)
円	円	円

改め、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第9号(規格A4)(第4条関係)

県固定資産税の課税の特例適用決定通知書 (群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則 第4条の規定による通知書)	
申請者	住所又は所在地
	氏名又は名称及び代表者名 様
<p>年 月 日付けで申請のありました群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例に基づく課税の特例の適用については、次のとおり特例の適用を ^します。</p> <p>することができません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県 事務所長 印</p>	
適用年度区分	第2年度分 ・ 第3年度分
償却資産の所在地	
償却資産の種別	
〔特例適用に該当しない理由〕	

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。

審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第六十五号

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例施行規則(平成十四年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中「販売業者」を「販売者」に、「第1条の2第4項」を「第2条第4項」に、「製造業者」を「製造者」に、「輸入業者」を「輸入者」に改める。

附 則

この規則は、群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第七十五号)の施行の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第六十九号

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月十九日

群馬県選挙管理委員会委員長 松 本 修 平

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程(平成六年群馬県選挙管理委員会告示第十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一及びその二中

「群馬県選挙管理委員会委員長 氏 年 月 日執行何選挙(何選挙区)印を
群馬県選挙管理委員会委員長 氏 年 月 日執行何選挙(何選挙区)印を
群馬県選挙管理委員会委員長 氏 年 月 日執行何選挙(何選挙区)印を

め、同様式その三中

「群馬県選挙管理委員会委員長 氏 年 月 日執行群馬県知事選挙を
群馬県選挙管理委員会委員長 氏 年 月 日執行何選挙(何選挙区)印を
群馬県選挙管理委員会委員長 氏 年 月 日執行何選挙(何選挙区)印を

め。

別記第二号様式その一中「年 月 日執行」を「年 月 日執行」に改め、同様式その三中「群馬県知事選挙」を「何選挙(何選挙区)」に改める。

別記第三号様式その三中「群馬県知事選挙」を「何選挙(何選挙区)」に改める。別記第四号様式その一中「運転等契約区分」を「運送等契約区分」に改める。

別記第六号様式中「群馬県知事選挙」を「何選挙(何選挙区)」に改める。
「(1) 枚数 群馬県議会議員の選挙 1万6千枚
16万枚 群馬県知事の選挙 16万枚

別記第七号様式その三中「群馬県知事選挙」を「何選挙(何選挙区)」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 改正後の群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

◎群馬県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月十九日

群馬県選挙管理委員会委員長 松 本 修 平

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法執行規程(昭和三十八年群馬県選挙管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第二号及び第三号中「群馬県選挙管理委員会」を「県委員会」に改める。

第八条の二中「第五条第一項の」及び「第六条第一項の」を削る。

第九条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十一条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「第十一号様式の二」を「第十一号様式」に改める。

第五十八条第一項中「第六十九号第五項」を「第六十九号第六項」に改める。

第六十五条第二項を削る。

第六十六条中「県委員会から、令第九十二条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による通知」を「令第九十二条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による通知(同条第一項第二号に掲げる場合に限る。)又は同条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知(同条第六項第二号に掲げる場合に限る。)」に改める。

第七十八条第一項中「県議会議員の選挙又は県知事選挙」を「県の選挙」に改める。

第八十五条中「及び第四十二条」を「、第四十二条、第四十三条、第五十条及び第五十一条」に改める。

第五号様式の二中「第3号」の次に「、第4号」を加える。

第五号様式の三備考1中

「^{年執行}年執行選挙を「^{年執行}年執行選挙」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 県議会議員選挙にあつては、様式中何選挙の下に選挙区名を記載する。

第十号様式備考1中「ポスター掲示場条例」を「群馬県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」に改める。

第十一号様式を削り、第十一号様式の二を第十一号様式とする。

第二十五号様式の二中「不在者投票」を「期日前投票所又は不在者投票」に改め、同様式備考中「すべて」を「全て」に改める。

第二十五号様式の三中「衆議院比例代表選出選挙」を「衆議院比例代表選出議員選挙」に改め、同様式備考中「すべて」を「全て」に改める。

第二十五号様式の四及び第二十五号様式の五中「すべて」を「全て」に改める。

第二十六号様式備考2中「第24号様式の2」を「第27号様式」及び「第2号様式の3」を「第27号様式の2」に改める。

第二十七号様式の三備考1中「田舎責任者選出(第24号様式)」を「田舎責任者選出(第26号様式)」に改め、同様式備考2中「第24号様式の2及び第24号様式の3」を「第27号様式及び第27号様式の2」に改める。

第二十七号様式の四備考中「候補者の承諾書(第24号様式の6)」を「候補者の承諾書(第27号様式の5)」に改める。

第二十八号様式備考中「推薦候補者名」を「推薦候補者名」に、「第201条の4第1項」を「、第201条の4第1項」に改める。

第三十三号様式中「第201条の14第1項」を「第201条の15第1項」に改める。

附 則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

二 第九条第一項及び第五号様式の二の改正規定並びに第五号様式の三備考に次のように加える改正規定 平成三十一年三月一日

附 則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

二 第九条第一項及び第五号様式の二の改正規定並びに第五号様式の三備考に次のように加える改正規定 平成三十一年三月一日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
